

予算特別委員会（全体会）

日 時 令和4年3月7日（月）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 正副委員長の互選について

2 その他

（1）審査日程（案）について

（2）審査（案）について

予算特別委員会 審査日程(案)

ver040307

日時	予定時刻	全体会／分科会等		
【1】 3月10日	10:00	全体会 1. 市長あいさつ(※市長等出席)		
	10:20	分科会		
		○総務文教	○環境市民厚生	○産業建設
		①議会事務局	①環境先進都市推進部	①産業観光部・農業委員会
	②会計管理室 (曾山等、特別会計含む)			
	13:00	③政策企画部	②こども未来部	②産業観光部・農業委員会 (つづき)
④市長公室		③健康福祉部		
【2】 3月11日	10:00	⑤総務部・監査委員事務局	④特別会計(各部)	③上下水道部
	13:00	⑥生涯学習部	⑤市民生活部 ・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定	④まちづくり推進部 ・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定
【3】 3月14日	10:00	⑦教育委員会 (教育費:幼稚園費まで)	(現地視察 ※実施の場合)	(現地視察 ※実施の場合)
	13:00	⑧教育委員会 (教育費:社会教育費から)		
		・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定		
【4】 3月15日	10:00	・市長質疑項目の確認	・市長質疑項目の確認	・市長質疑項目の確認
	10:30	全体会 1. 市長質疑項目の報告・決定		
	15:00	※市長質疑項目の送付(議会事務局→総務課へ)		
【5】 3月16日	9:30	(現地視察 ※実施の場合)	(現地視察 ※実施の場合)	(現地視察 ※実施の場合)
	13:00	全体会 1. 市長質疑(※市長等出席)		
	終了後 (16:00)	分科会		
		○総務文教	○環境市民厚生	○産業建設
		1. 委員間討議、討論、採決	1. 委員間討議、討論、採決	1. 委員間討議、討論、採決
【6】 3月17日	11:00	分科会		
		○総務文教	○環境市民厚生	○産業建設
		1. 委員長報告の確認	1. 委員長報告の確認	1. 委員長報告の確認
	午後	全体会 1. 各分科会委員長報告(質疑) 2. 委員間討議 ～会派会議～ 3. 討論～採決等		

※3月23日(3月議会最終日)の全体会で委員長報告の確認

令和4年3月 予算特別委員会審査（案）

1 審査日程 別紙のとおり

2 審査方法（分科会方式）

（1）審査（3/10～17）

①執行部説明・質疑

- ・常任委員会単位を分科会とし、所管（部・室）ごとに審査を実施する。
- ・冒頭で、重点施策及び指摘要望事項・事務事業評価結果の反映状況について説明。その後、「当初予算（案）施策の概要」（ファイル綴じ）等により、すべての説明を受けた後、質疑を実施する。

※新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、分科会への執行部の出席は、できるだけ必要最低限の人数で対応。

②市長質疑項目の抽出

- ・上記①に引き続き、各部・室ごとの審査において、各分科会で市長質疑項目の抽出を行う。（必要がある場合に限り、執行部に意見を求める。執行部は市長質疑項目の抽出を終えてから退出。）
- ・市長質疑項目については、下記の内容を基本に抽出し、分科会で整理する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・なお疑義があるもの・掘り下げ審査すべきもの・議案の賛否に影響するもの |
|---|

（2）市長質疑項目の決定（3/15）

- ・各分科会において抽出・整理した市長質疑項目を、全体会で最終決定。
- ・市長質疑項目を執行部へ送付。（3/15 15:00）

（3）現地視察（分科会ごと）

- ・予算審査に係り現地視察（市内）を実施するか、3/11（環境市民厚生・産業建設）、3/14（総務文教）に検討のうえ決定。
- ・実施する場合は、3/14 終日（環境市民厚生・産業建設のみ）or 3/16 9:30からの予定。（視察時には執行部も出席）

（4）市長質疑（3/16 13:00）

- ・全体会において、市長へ質疑し答弁を求める。
- ◇市長質疑は予算審査を総括し、提案者である市長への質疑と位置付ける。
- ◇「疑義のあるもの」「議案賛否に影響するもの」等、さらに「政策的判断を求めるもの」を質し、委員が共通して理解することを目的とする。

<運用>

市長質疑では、送付した質疑項目に対する市長の一括答弁後、一問一答方式による質疑・答弁を実施。

（5）討論・採決

- ・分科会（3/16 午後）
- ・全体会（3/17 午後）